

入 札 心 得

(調理業務委託)

秋田市教育委員会学事課

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田市財務規則（平成9年規則第37号）その他関係法令および仕様書、その他契約に必要な条件を承諾の上、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、仕様書等をもとに、自ら積算し、「入札のお知らせ」で指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。入札時刻に遅れた場合は参加できません。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては別紙様式の入札辞退届を当課に提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表面に入札件名等を記載した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。また、代理人により入札するときは、委任状もあわせて提出してください。入札書および委任状は、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）。

なお、落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。【例】¥123,000

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札
- (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

13 入札回数は、2回を限度とします。

(不調時の措置)

14 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者がいないときは、再入札を行い、再入札においても、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約に移行します。ただし、この場合の見積回数は2回を限度とし、不調の場合は、改めて指名等をし、入札をします。

(契約書の提出)

15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から起算して7日以内に契約書に記名押印の上、提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出し

ないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(異議の申し立て)

- 16 入札者は、入札後この心得その他の入札の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。